

# 業 務 概 要

令 和 5 年 版



石 巻 港 湾 合 同 庁 舎



国土交通省

東 北 運 輸 局

石 巻 海 事 事 務 所



# 目 次

I 石巻海事事務所の概要	
1. 沿革	1
2. 管轄区域	2
3. 組織図	3
4. 海事事務所の業務	3
II 業務の概要	
1. 物流施設の現況	
倉庫業の現況	4
2. 海上輸送の現況	
(1)石巻港の海上貨物取扱量	
①入港船舶数・総トン数の推移	5
②外国貿易・内国貿易(貨物量)の推移	6
③輸移出・輸移入(貨物量)の推移	7
④品目別海上貨物取扱量の推移	8
(2)内航海運業の現況	
①内航海運事業者、船舶数、トン数別状況	9
②海上運送事業者(届出)	9
(3)旅客航路事業の現況	
①旅客航路事業者(許可)	10
②不定期航路事業者(届出)	10
③地区別旅客輸送実績の推移	11
④国庫補助航路の現況	11
3. 港湾運送の現況	
(1)港湾運送事業者	12
(2)品目別船舶積卸実績	13
4. 造船業の現況	14

5. 登録船舶の現況	
(1) 総トン数・船質別	14
(2) 用途別	14
6. 船員雇用の現況	
(1) 船員需給状況、水産高校新規学卒者就職状況調べ	15
(2) 失業給付金等支給状況、求職手帳受有者数等	15
7. 船員の労働環境の現況	
(1) 船員法適用事業者数、船員数、船舶数	16
(2) 船員法適用・船員数の推移	16
(3) 船員手帳、雇入契約届出等事務取扱件数	17
(4) 海技資格事務取扱件数(海技免状及び小型船舶操縦免許証)	17
(5) 船員災害・疾病発生状況	18
8. 外国船舶の監督	
(1) 航行停止命令書交付状況	19
(2) 技術基準適合命令書等交付状況	19

# I 石巻海事事務所の概況

## 1. 沿革

- 明治31年 9月 通信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。
- 明治32年 6月 海事局官制により東京海事局石巻海務署と改称し船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査その他法令の定めるところに従い、管海官庁の事務をとることとなった。
- 明治43年 3月 海務署廃止され、同事務は通信管理局の所管となり、海事部が設置された。
- 大正 2年 6月 官制廃止により石巻海事部は北部通信局海事部となった。管轄区域は東北6県。
- 昭和18年11月 運輸通信省の設置に伴い塩釜海運局が設置され東北6県を管轄、下部組織として石巻分室が設置された。
- 昭和19年 6月 石巻分室は出張所となった。
- 昭和20年 6月 官制改定により、運輸通信省を運輸省に改め（昭和20. 5）、塩釜海運局は東北海運局と改称された。
- 昭和36年 4月 石巻出張所は支局に昇格、女川出張所は同支局の出張所となった。
- 昭和44年10月 石巻支局女川出張所は廃止された。
- 昭和49年 4月 石巻港湾合同庁舎に入居する。
- 昭和55年 1月 石巻支局に船員職業安定係が設けられた。
- 昭和59年 7月 運輸省設置法の改正に伴い東北海運局と仙台陸運局が統合になり、東北運輸局石巻海運支局となった。
- 平成13年 1月 省庁再編により、国土交通省東北運輸局石巻海運支局となった。
- 平成14年 7月 国土交通省設置法の改正に伴い石巻海運支局は、石巻海事事務所となった（2市34町1村管轄）。
- 平成18年 4月 市町村合併等に伴い管轄区域が4市2郡3町となった。
- 平成23年 4月 東日本大震災により庁舎が被災し、石巻法務合同庁舎に仮事務所を開設した。
- 平成26年 6月 新石巻港湾合同庁舎が旧庁舎跡地に完成し、石巻法務合同庁舎から移転した。

## 2. 管轄区域

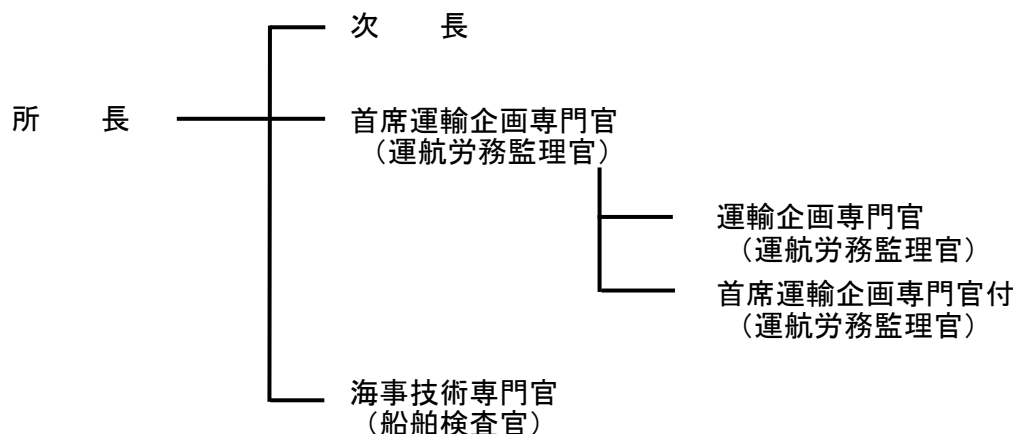
宮城県のうち次の4市2郡（3町）が石巻海事事務所の管轄

石巻市、栗原市、登米市、東松島市、遠田郡涌谷町・美里町及び牡鹿郡女川町

宮城県地図(仙台以北)



### 3. 組織図



### 4. 海事事務所の業務

#### 海事産業の振興

海上輸送（旅客船、貨物船等の運航）、港湾荷役、倉庫等の運輸事業、造船と船舶関連工業等、海事産業について、事業の許認可、登録の手続き等を通じて、事業の発達改善、調整を行います。

#### 船舶検査

船舶の安全運航及び人命の安全と海洋汚染防止のため、船体・機関・設備等の検査を行います。

#### 船舶測度

船舶のトン数の測度（計測すること）を行います。

付帯して、船舶の登録事項（長さ、幅、深さ等）、船体標示（船名、船籍港等）の確認のための立入検査、船舶の解撤（独航機能の撤去等）の確認検査を行います。

#### 船舶登録

官海官庁（船籍港を管轄する運輸局、運輸支局、海事事務所）が「船舶原簿」に船の要目及び所有者について記載し、船舶国籍証書を交付します。

対象船舶は、船舶法第1条に規定する日本船舶のうち、総トン数が20トン以上の自航能力を有する船舶に限られます。なお、総トン数20トン未満の船舶は、「日本小型船舶検査機構」の扱いとなります。

#### 外国船舶監督（PSC：ポーステートコントロール）

日本に入港してくる外国船舶に対して、SOLAS条約（※）等の国際条約への適合性についての立入検査を行います。

（※）SOLAS条約（海上における人命のための条約）

海上において人命の安全を確保するために必要な船舶の構造、設備等に関する技術的要件を定めた国際条約

#### 運航労務監理官

船舶の輸送の安全確保のため、全然管理体制についての指導、運航管理の検査を行うほか、「船員法」に基づく「船員労務官」として、船員の労働条件や安全衛生環境、船内規律等について、法令遵守状況の監督、指導を行います。

#### 船員窓口

- ・ 雇入届出、航行報告の受理等
- ・ 船員手帳、海技免状・操縦免許証関係（海技試験を除く）
- ・ 船員求人・求職申込みの受理
- ・ 船員職業紹介、就職指導
- ・ 雇用保険における船員の求職者給付関係

## II 業務の概要

### 1. 物流施設の現況

#### 倉庫業の現況

令和5年3月31日現在

類 別 等		区 分	石巻海事事務所
普通倉庫	1～3類	事業者数	20
		棟数	59
		所管面積 (㎡)	85,821
	野積	事業者数	( 1 ) 1
		区数	3
		所管面積 (㎡)	51,468
	水面	事業者数	0
		区数	0
		所管面積 (㎡)	0
	貯蔵そう	事業者数	( 1 ) 4
		基数	187
		所管容積 (m <sup>3</sup> )	207,276
	危険品 (タンク)	事業者数	1
		基数	3
		所管容積 (m <sup>3</sup> )	802
	小計	事業者数	( 2 ) 26
棟区基数		252	
所管面積 (㎡)		137,289	
所管容積 (m <sup>3</sup> )		208,078	
冷蔵倉庫	事業者数	20	
	棟数	29	
	所管容積 (m <sup>3</sup> )	249,312	

( ) は類別を兼業する事業者数で内数。



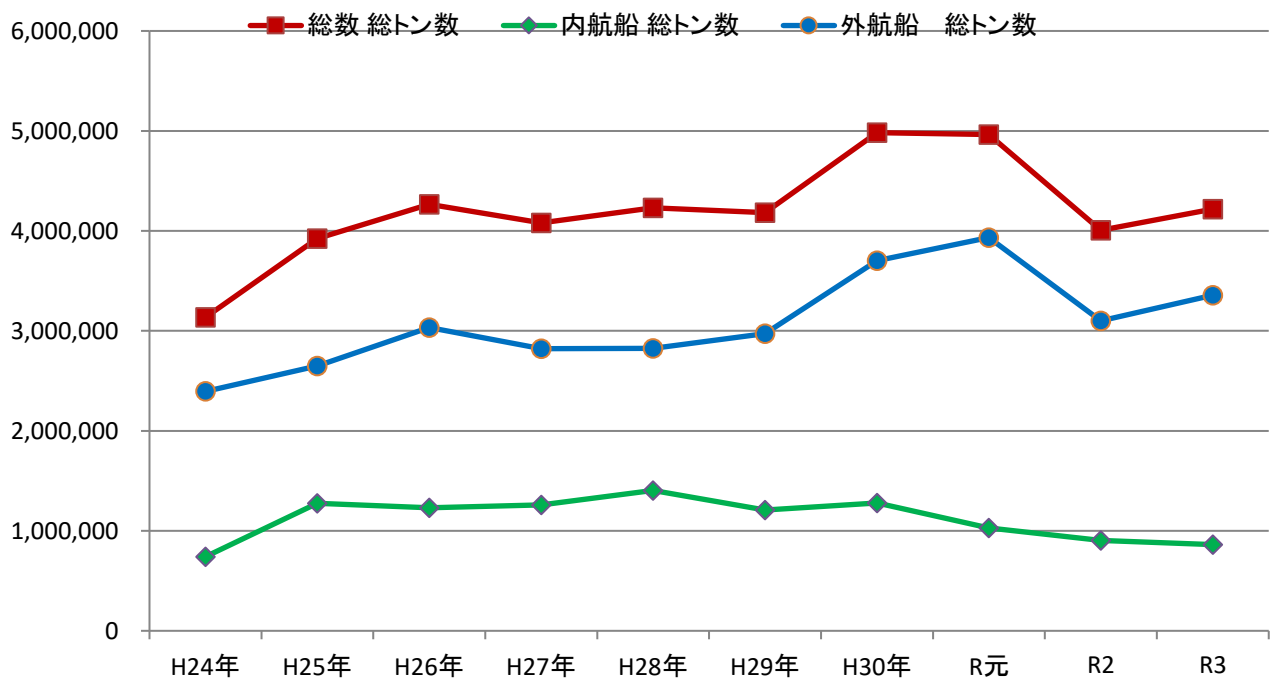
## 2. 海上輸送の現況

### (1) 石巻港の海上貨物取扱量

#### ① 入港船舶数・総トン数の推移

年別	総数		内航船		外航船	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
H24年	2,214	3,135,918	1,966	741,320	248	2,394,598
H25年	2,741	3,923,679	2,487	1,275,290	254	2,648,389
H26年	2,870	4,267,076	2,598	1,232,236	272	3,034,840
H27年	2,925	4,081,452	2,688	1,258,718	237	2,822,734
H28年	2,998	4,230,435	2,729	1,404,157	269	2,826,278
H29年	2,783	4,181,600	2,526	1,208,571	257	2,973,029
H30年	3,067	4,982,651	2,769	1,279,309	298	3,703,342
R元	2,660	4,962,987	2,399	1,029,698	261	3,933,289
R2	2,435	4,005,306	2,190	903,715	245	3,101,591
R3	2,384	4,219,134	2,129	863,130	255	3,356,004

資料：宮城県土木部港湾課「令和3年 宮城の港湾統計」

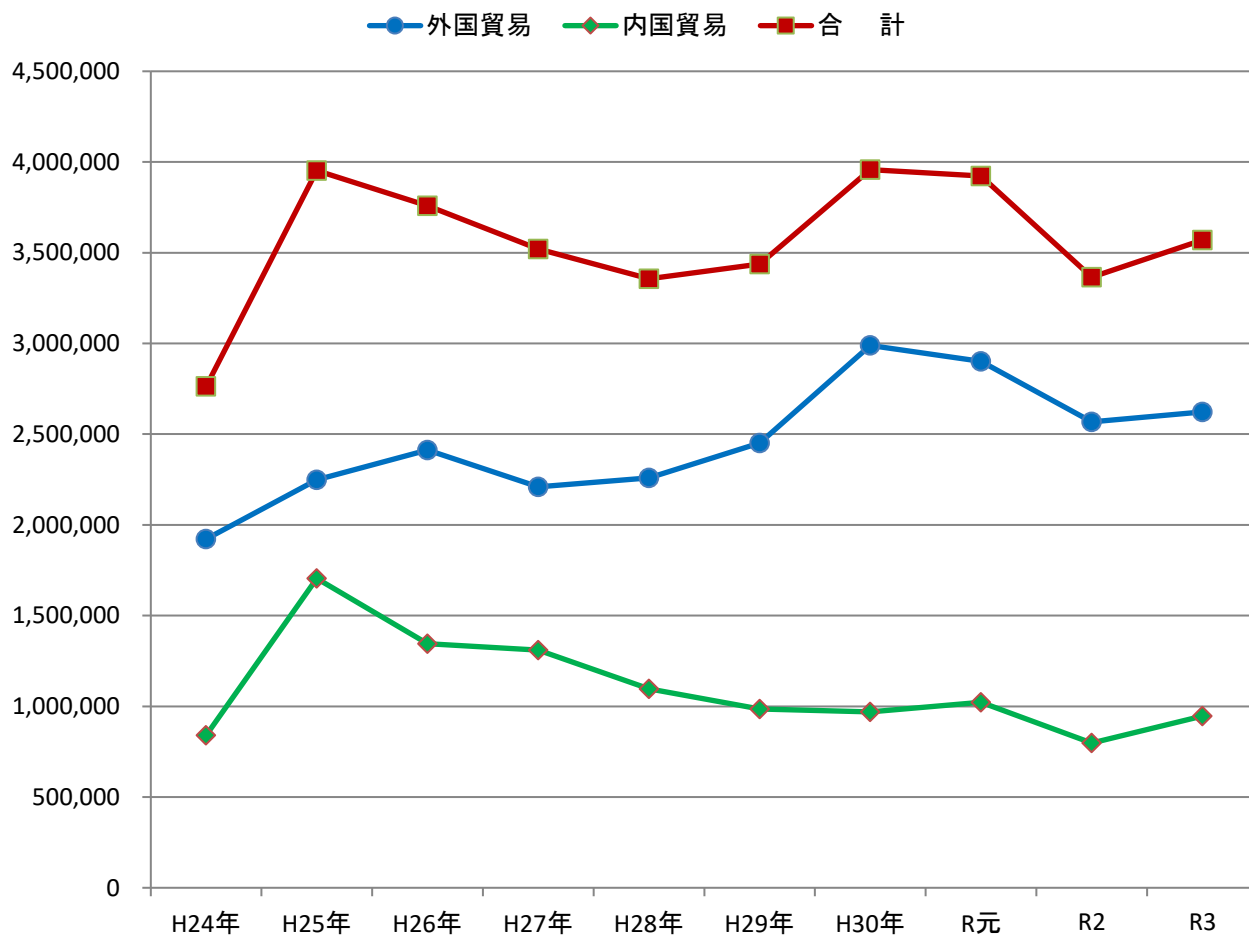


## ② 外国貿易・内国貿易(貨物量)の推移

(単位 : フレート・トン)

	外国貿易	内国貿易	合 計
H24年	1,922,002	841,090	2,763,092
H25年	2,248,393	1,704,765	3,953,158
H26年	2,413,093	1,345,385	3,758,478
H27年	2,210,240	1,310,605	3,520,845
H28年	2,259,512	1,096,205	3,355,717
H29年	2,451,469	985,377	3,436,846
H30年	2,988,969	968,889	3,957,858
R元	2,901,076	1,022,077	3,923,153
R2	2,567,444	797,772	3,365,216
R3	2,623,257	946,445	3,569,702

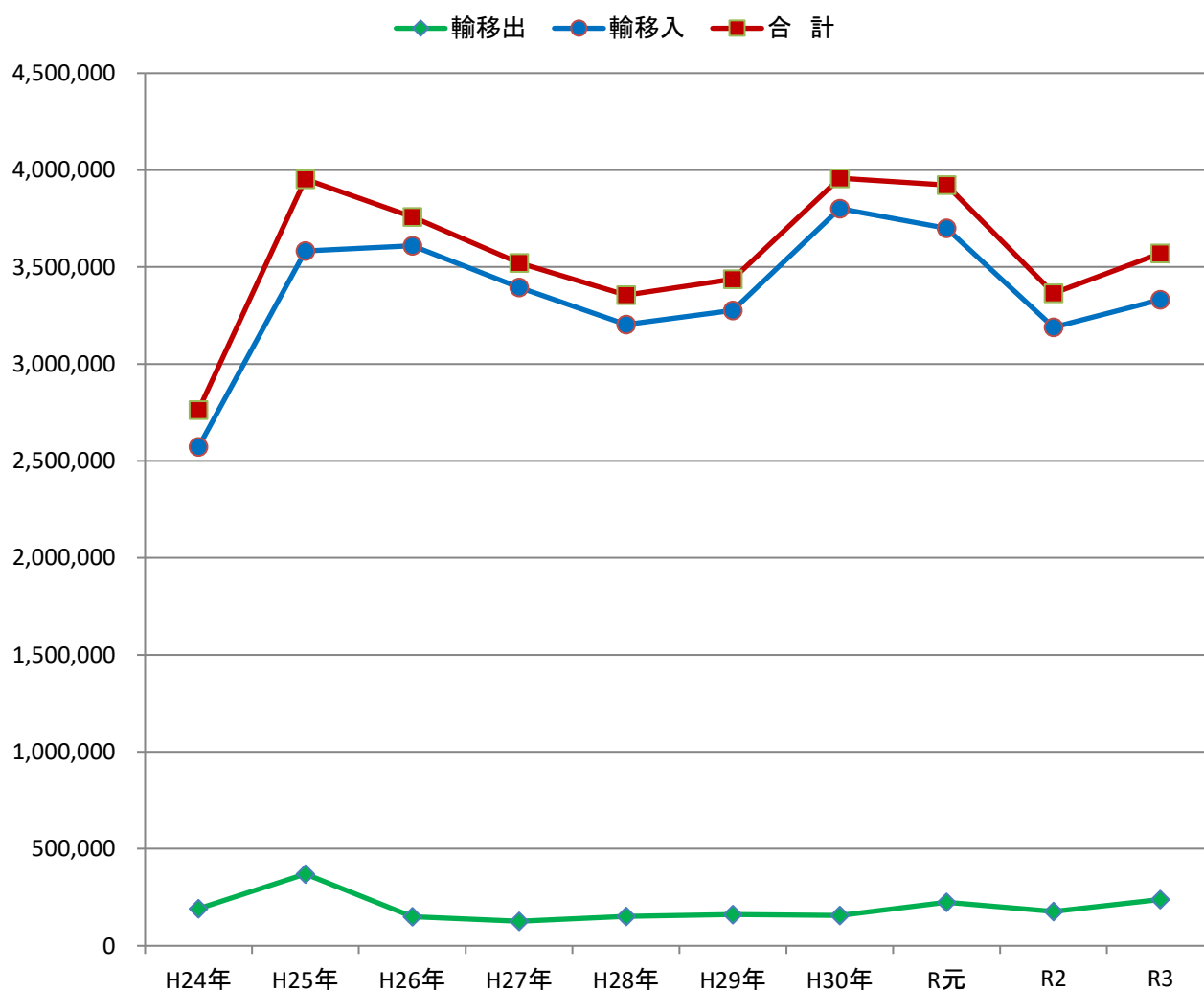
※「フレート・トン」・・・容積は1.133立方メートル、重量は1,000kgをもって1トンとしており、重量または容積においていずれか大なる方をもって計算した。



### ③ 輸移出・輸移入(貨物量)の推移

(単位 : フレート・トン)

年	輸移出	輸移入	合計
H24年	191,046	2,572,046	2,763,092
H25年	369,939	3,583,219	3,953,158
H26年	149,241	3,609,237	3,758,478
H27年	126,172	3,394,673	3,520,845
H28年	151,638	3,204,079	3,355,717
H29年	161,218	3,275,628	3,436,846
H30年	156,651	3,801,207	3,957,858
R元	224,175	3,698,978	3,923,153
R2	176,604	3,188,612	3,365,216
R3	238,613	3,331,089	3,569,702

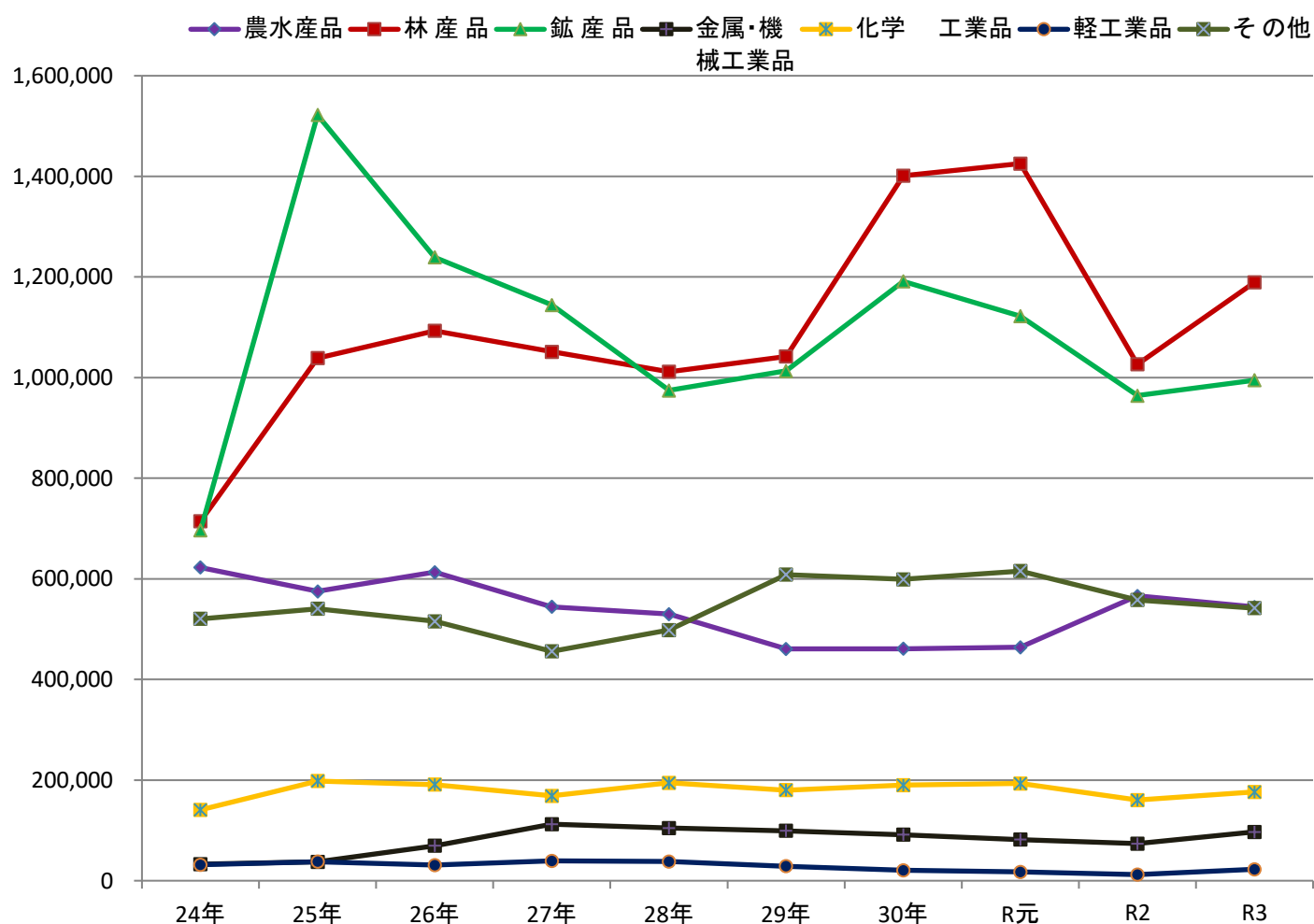


#### ④ 品目別海上貨物取扱量の推移

単位：トン

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元	R2	R3
農水産品	622,467	575,114	613,370	544,293	529,953	460,863	461,059	464,020	566,181	544,067
林産品	714,416	1,038,628	1,093,213	1,051,349	1,011,663	1,042,253	1,401,006	1,425,473	1,026,340	1,189,385
鉱産品	696,390	1,521,814	1,239,198	1,144,420	974,436	1,013,234	1,191,082	1,122,277	964,161	994,874
金属・機械工業品	32,928	37,482	69,525	112,359	104,721	99,125	91,495	81,675	73,874	97,076
化学工業品	140,913	198,118	191,085	168,832	194,572	179,876	189,903	193,345	160,284	176,472
軽工業品	31,530	37,718	31,046	39,488	38,242	28,746	20,538	17,643	12,176	22,718
その他	520,473	540,514	515,681	455,909	498,160	608,629	599,115	615,400	558,080	542,015
合計	2,759,117	3,949,388	3,753,118	3,949,388	3,351,747	3,432,726	3,954,198	3,919,833	3,361,096	3,566,607

(除くフェリー扱い)



## (2) 内航海運業の現況

### ① 内航海運事業者、船舶数、トン数別状況

令和5年3月31日

事業者	登録 (使用船舶数・トン数)	届出(使用船舶数・トン数)
津田海運(株)	運送業 (2隻・1,521トン)	運送業 (1隻・19トン)
東北海運産業(株)※	貸渡業 (4隻・48,265トン)	
岡本汽船(株)※	貸渡業 (4隻・2,240トン)	
(株)宝栄建設		運送業 (4隻・70トン)
(株)網地島屋		運送業 (1隻・17.42トン)
(株)丸本組		運送業 (5隻・83.3トン)
マルサン海興	管理業 (1隻・147トン)	

※2社は船舶管理業もあり

### ② 海上運送事業者 (届出)

事業者	所在地	事業種別			
		船舶貸渡業	海運仲立業	海運代理店業	船舶運航業
北日本海事(株)	石巻市	○ ※H8.9~休止	○		
(株)宝栄建設	石巻市	○			
(有)ハタヤマ工業	石巻市	○			
日本通運(株)仙北支店	石巻市		○	○	
(株)海洋技研	石巻市		○		
東北海運産業(株)	石巻市			○	
南光運輸(株)	石巻市			○	
津田海運(株)	石巻市			○	
石巻糖蜜(株)	石巻市			○	
カイリク(株)	仙台市			○	
シーパル女川汽船(株)	女川町	○			
(株)潮プランニング	女川町	○			

### (3) 旅客航路事業の現況

#### ① 旅客航路事業者(許可)

令和5年3月31日

事業者名	航路の起終点及び寄港地等	定期・不定期航路の別
網地島ライン(株)(石巻市)	石巻～大泊～仁斗田～網地 ～長渡～鮎川	定期
(不定期のみ東日本大震災被災により休止中)	石巻～金華山 仁斗田～金華山 鮎川～金華山	不定期
(株)金華山観光(石巻市)	鮎川～金華山	定期
	石巻～金華山 女川～金華山 鮎川～金華山周遊	不定期
シーフレンド(株)(石巻市) (東日本大震災被災により休止中)	石巻湾周遊 サンファン 漫画館周遊 運河交流館周遊 石ノ森萬画館周遊	不定期
シーパル女川汽船(株) (牡鹿郡女川町)	女川～出島～寺間～江島	定期
シードリーム金華山汽船(株) (石巻市)	鮎川～金華山	定期
	石巻～金華山 女川～金華山	不定期
(株)潮プランニング (牡鹿郡女川町)	女川～金華山	定期
	鮎川～金華山 金華山～金華山(周遊) 女川～女川(周遊)	不定期
(株)東松島観光物産公社(東松島市) (H27.3.12新規許可)	大高森～嵯峨溪 大高森～メカル崎	不定期

#### ② 不定期航路事業者(届出)

区分	事業者数	船舶隻数
旅客船 (13人以上の旅客定員を有する船舶)	7	10
非旅客船 (12人以下の船舶)	40	91

※ 非旅客船については東日本大震災後に連絡の取れていない被災事業者を含んでいる。

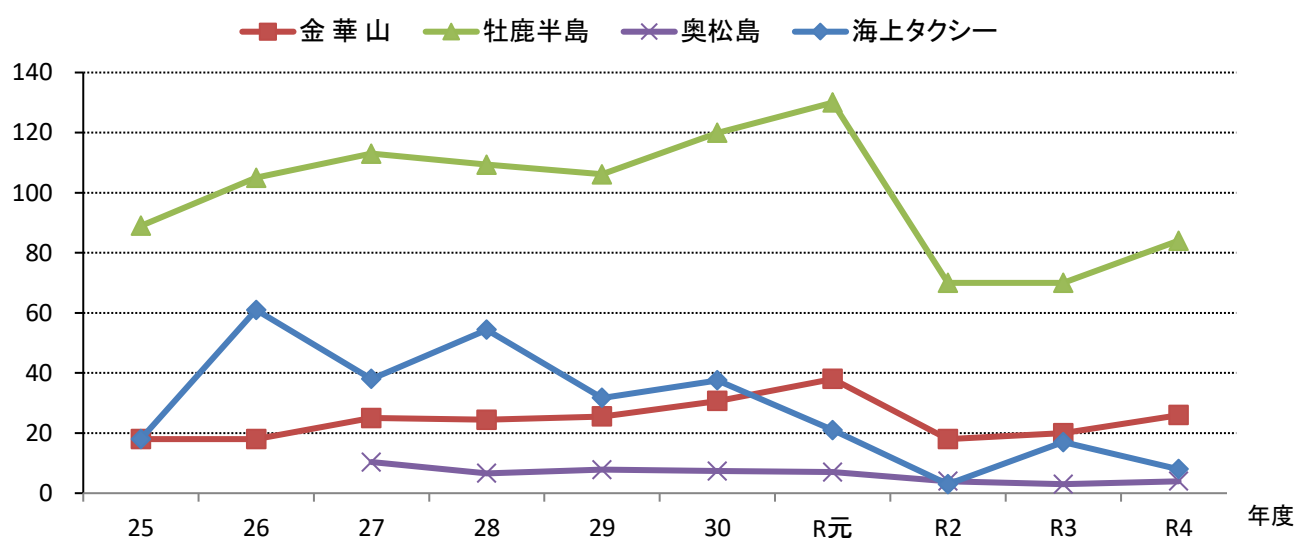
### ③ 地区別旅客輸送実績の推移

(単位：千人)

地区	年度									
	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4
金華山	18	18	25	24	26	31	38	18	20	26
牡鹿半島	89	105	113	109	106	120	130	70	70	84
奥松島	—	—	—	7	8	7	7	4	3	4
海上タクシー	18	61	38	54	32	38	21	3	17	8

(注) 1. 「運航実績報告書」より作成

2. 海上タクシーとは、定員13名未満の船舶を使用して行う旅客運送及び旅客船を使用して不定の航路で旅客運送する船舶をいう(河川湖沼を含む)



### ④ 国庫補助航路の現況

事業者名	航路名	指定年度	本土との距離(km)	使用船舶数及び総トン数	輸送実績(千人)				
					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
シーパル女川汽船(株) (H17.6.24 譲渡譲受)	女川～出島～江島	39	13.8	1隻 62トン	27	14	14	12	13
網地島ライン(株)	石巻～長渡	53	34.5	2隻 222トン	93	116	55	58	71
石巻市(牡鹿町) (H18.9.30 廃止)	鮎川～ 鮎川・金華山	40	18.2 7.4	/	/	/	/	/	/
計				3隻 284トン	120	130	69	70	84

(注) 1. 「シーパル女川汽船(株)」H17.6.24江島汽船(株)から譲渡譲受

2. 「鮎川～鮎川航路」は、H18.10.1から網地島ライン(株)が航路延長運航

### 3. 港湾運送の現況

#### (1) 港湾運送事業者

令和5年3月31日現在

事業種別  事業者名	港 湾 運 送 事 業						港湾運送関連事業			
	一 般 港 湾 運 送 事 業	港湾荷 役事業		検 数 事業等			荷 物 の 固 定 ・ 区 画	荷 造 り ・ 荷 直 し	船 舶 の 清 掃	貨 物 の 警 備
		船 内 荷 役	沿 岸 荷 役	検 数	検 量	鑑 定				
カイリク(株)	○	○	○				○	○	○	○
南光運輸(株)	○	○	○				○			
日本通運(株)仙北支店	○						○	○	○	○
(一社)全日本検数協会 北日本支社東北支部石巻現業所				○	○					
(一社)日本貨物検数協会 石巻現業所				○	○					
(株)シンモッケン石巻出張所					○					
(一社)日本海事検定協会 仙台事業所石巻事務所					○					
(一財)日本穀物検定協会 東北支部石巻出張所					○					
第工(株) 横浜支店									○	



## (2) 品目別船舶積卸実績

(単位:トン)

品目		年 度					
		H30	R1	R2	R3	R4	
農水産品	穀物	ばら	548,252	564,916	569,148	612,557	573,457
		包装	0	0	0	0	0
	綿花		0	0	0	0	0
	その他農水産品	ばら	0	0	0	0	0
		包装・有姿	545	0	0	0	0
林産品	原木		174,193	172,453	132,020	168,180	178,130
	その他林産品		1,343,175	1,170,168	900,741	992,039	1,012,438
鉱産品	石炭		678,470	645,674	713,310	652,989	626,734
	金属鉱		2,514	0	1,800	9,180	0
	砂利・砂・石材		389,457	410,294	202,201	263,486	140,437
	原塩		31,486	24,674	10,250	27,785	40,738
	その他鉱産品		9,932	2,090	6,712	8,362	7,561
金属・機械工業品	鉄鋼		85,254	53,385	47,829	48,906	65,119
	非鉄金属		0	237	0	6,002	0
	自動車		0	0	0	0	0
	その他金属機械工業品		3,005	3,369	1,829	7,230	2,097
化学工業品	セメント	ばら	0	0	0	1,650	0
		包装	0	0	0	0	0
	その他窯業品		0	0	0	193	0
	石炭製品		0	1,086	0	0	0
	化学肥料		7,689	6,324	8,982	7,193	8,154
	その他化学工業品		19,538	25,222	19,074	14,298	9,120
軽工業品	紙・パルプ		606	30,798	13,180	21,194	6,543
	繊維工業品		0	0	0	0	4,040
	砂糖		0	0	0	0	0
	その他軽工業品		0	0	0	0	0
雑工業品			25,567	0	0	0	0
特殊品	金属くず		89,099	96,142	114,270	119,175	99,672
	動植物性飼・肥料		307,788	313,808	317,101	320,085	326,777
	実入りコンテナ		0	0	0	0	0
	空コンテナ		0	0	0	0	0
	その他特殊品		21,585	0	202	0	0
分類不能のもの			0	0	0	0	0
計			3,738,155	3,520,640	3,058,649	3,280,504	3,101,017

#### 4. 造船業の現況

令和5年3月31日現在

種別 事業所名	造船法		小型船造船業法		
	設備許可 (総トン数500トン又は長さ50メートル以上の鋼船を造修可能な船台・ドック)	事業届出 (鋼製船舶又は鋼製以外の総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の船舶の造修事業)	事業登録		
			鋼 船		木船(他)
			造船	修繕	造船
株式会社ヤマニシ	○			○	
株式会社鈴木造船所	○		○	○	
鈴木造船所(鮎川)		○			
佐藤造船所					○
株式会社聖人堀鉄工所		○			

#### 5. 登録船舶の現況

##### (1) 総トン数・船質別

令和5年3月31日現在

船質別 総トン数別	鋼船		木船		FRP船	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
20トン以上 100トン未満	8	519				
100トン以上1,000トン未満	18	5,903	消し	消し		
1,000トン以上3,000トン未満						
3,000トン以上						
合計	26	6,422	0	0	0	0

(注) 軽合金、アルミ合金は鋼船欄に包含。

##### (2) 用途別

令和5年3月31日現在

	漁船	油槽船	客船	貨物船	引き船	その他	合計
隻数	19	1	3	3	0	0	26
総トン数	4,553	89	284	1,496	0	0	6,422

## 6. 船員雇用の現況

### (1) 船員需給状況、水産高校新規学卒者就職状況調べ

区分		年度		H30	R元	R2	R3	R4
船員需給状況	求人	新規 <sup>注1</sup>		83	120	128	139	85
		有効 <sup>注2</sup>		150	289	153	168	114
	求職	新規 <sup>注1</sup>		101	124	108	88	85
		有効 <sup>注2</sup>		230	321	245	161	159
	成立			12	7	7	6	8
水産高校新規学卒者就職状況調べ ※事務所管内は宮城水産高校1校につき特定校のデータとなるので、本表は運輸局部内限りの資料とする。	商船	甲板部		3	2	2	6	0
		機関部		7	3	4	8	2
		その他		2	6	2	3	7
	漁船	甲板部		6	11	6	5	10
		機関部		1	1	1	1	3
		その他		0	0	0	0	0
	その他	甲板部		1	0	0	1	0
		機関部		5	4	3	5	3
		その他		0	1	0	1	2
	合計			25	28	18	30	27

注1. 求人(求職)欄の「新規」とは、4月から翌年3月までの各月毎の新規求人(求職)数の合計。

注2. 求人(求職)欄の「有効」とは、4月から翌年3月までの各月毎の有効求人(求職)数の合計。

### (2) 失業給付金等支給状況、求職手帳受有者数等

区分		年度		H30	R元	R2	R3	R4
失業給付金等支給状況	基本手当等 雇用保険給付	件数		75	169	202	129	136
		金額		19,009	36,055	42,022	28,913	28,544
	船特法 <sup>注1</sup> 漁特法 <sup>注2</sup> 漁臨法 <sup>注3</sup> } 給付金	件数		0	0	0	0	0
		金額		0	0	0	0	0
	計	件数		75	169	202	129	136
		金額		19,009	36,055	42,022	28,913	28,544
求職手帳受有者	離職者別内訳	船特		0	0	0	0	0
		漁特		0	0	0	0	0
		漁臨		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	

注1. 船員の雇用の促進に関する特別措置法

注2. 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法

注3. 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

※金額は千円単位で、千円未満切り捨て。

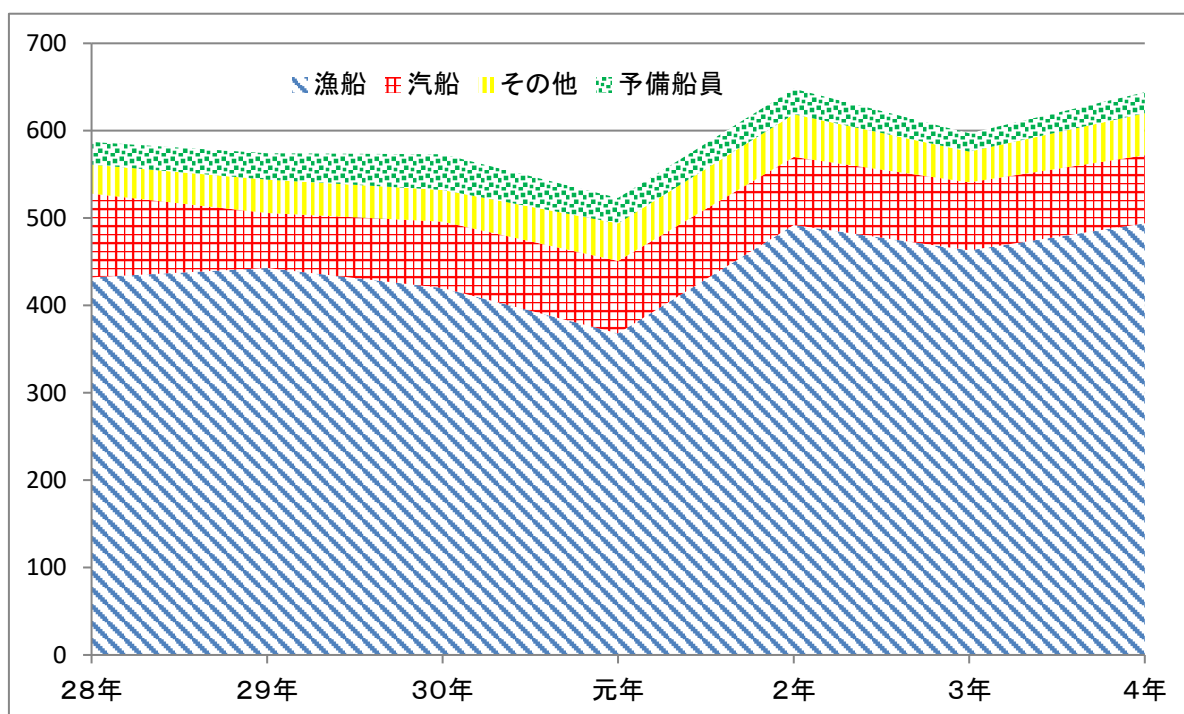
## 7. 船員の労働環境の現況

### (1) 船員法適用事業者数、船員数、船舶数

区 分		年				
		H30	R元	R2	R3	R4
汽 船	事業者数	11	10	9	9	9
	船員数	76	83	78	78	78
	船舶数	21	20	15	15	15
漁 船	事業者数	51	56	46	47	50
	船員数	420	368	492	463	494
	船舶数	71	68	63	64	70
そ の 他	事業者数	3	4	5	5	5
	船員数	36	43	49	35	48
	船舶数	24	25	28	25	27
予備船員		41	29	29	21	24
計	事業者数	65	70	60	61	64
	船員数	573	523	648	597	644
	船舶数	116	113	106	104	112

※ 各年10月1日現在。船員法第111条報告及び別途の実態把握に基づく。

### (2) 船員法適用・船員数の推移



(3) 船員手帳、雇入契約届出等事務取扱件数

区 分		年 度		H30	R元	R2	R3	R4
船 員 手 帳	新 交 付			94	54	68	76	56
	再 交 付			4	5	4	5	2
	書 換			83	85	117	102	126
	訂 正			17	18	19	10	29
	写真貼替			0	0	0	0	0
	小 計			198	162	208	193	213
雇入契約届出	雇 入			745	826	600	716	727
	雇 止			804	918	615	688	707
	更 新			12	6	9	7	1
	変 更			246	246	175	234	301
	小 計			1,807	1,996	1,399	1,645	1,736
法19条関係	受 理			19	41	13	23	15
	証 明	件数		19	44	13	21	14
		通数		20	48	16	25	15
	小 計			58	133	42	69	44
船 長 就 退 職 証 明				0	0	0	0	0
船員手帳記載事項証明	件 数			0	0	0	0	0
	通 数			0	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0	0
航海当直部員証印				50	41	45	31	24
危険物等取扱責任者証印				46	50	75	74	34
取 扱 合 計				2,159	2,382	1,769	2,012	2,051

(4) 海技資格事務取扱件数（海技免状及び小型船舶操縦免許証）

区 分		年 度		H30	R元	R2	R3	R4
訂 正				6	5	3	1	4
再 交 付				10	16	19	6	4
限 定 解 除				17	9	6	7	6
更 新				207	236	144	111	80
取 扱 計				240	266	172	125	94

(5) 船員災害・疾病発生状況

区 分		年 度				
		H29	H30	R元	R2	R3
船 員 数		594	573	523	648	597
災 害	発生人数	10	12	15 (2)	6 (1)	9
	千人率	16.8	20.9	28.7	9.3	15.1
疾 病	発生人数	2	4	0	6	11 (1)
	千人率	3.4	7.0	0.0	9.3	18.4
計	発生人数	12	16	15 (2)	12 (1)	20 (1)
	千人率	20.2	27.9	28.7	18.5	33.5

※( )内は死亡・行方不明者数で内数。

## 8. 外国船舶の監督

### (1) 航行停止命令書交付状況

年度	命令書発出日	トン数	国籍	航行停止日	解除日	解除条件
R元	—					
R2	—					
R3	—					
R4	—					

### (2) 技術基準適合命令書等交付状況

年度 区分	R元	R2	R3	R4
技術基準適合命令件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(内訳)				
是正通告書件数	0	0	0	0
(内訳)				

(注) ( )は海難による技術基準適合命令件数で、内数である。